大分市公告第　633　号

末広町一丁目地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧の公告

都市再開発法第３８条第２項において準用する同法第１９条第４項の規定に基づき、末広町一丁目地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書を同法第４５条第６項又は同法第１００条第２項の公告の日まで、公衆の縦覧に供するため、同法施行令第２条の２の規定により、次の通り公告する。

令和４年１２月１４日

大分市長　佐藤　樹一郎

１．縦覧の図書
末広町一丁目地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書

２．図書の縦覧場所
大分市荷揚町２番３１号
大分市役所本庁舎７階　都市計画部　まちなみ企画課

３．図書の縦覧時間
午前８時３０分から午後５時１５分まで
（ただし土曜日、日曜日及び祝日は除く）